第二百七十条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　前項第一号ハに掲げる有価証券の売買　指定外国金融商品取引所において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

第二百七十条第三項第三号中「前項第一号ハ」を「前項第一号ニ」に改める。

第二百七十一条第一項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、同項第六号中「すべて」を「全て」に改め、同項第八号中「金融商品取引業者等」を「信託会社等」に改め、「新株予約権証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加え、同項に次の一号を加える。

九　信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ信託会社等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

第二百七十一条第二項中「第八号」の下に「及び第九号」を加える。

別表第二投資証券台帳の項の次に次のように加える。

新投資口予約権証券台帳	新投資口予約権証券の発行及び消却、無効又は消滅年月日、券種、記番号、新投資口予約権者の氏名又は名称、発行、消却、無効又は消滅及び残存枚数並びにその数	新投資口予約権証券発行帳、新投資口予約権証券記番号帳に分別して記載することができる。

別表第二投資証券発行金額帳の項中「金額とする」の下に「（新投資口予約権の行使により投資証券が発行される場合を除く。）」を加え、同表投資証券払戻金額帳の項の次に次のように加える。

自己投資口取得等金額帳	取得若しくは処分金額又は消却金額相当額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、取得若しくは処分金額又は消却金額相当額	取得若しくは処分金額又は消却金額相当額の確定に関する帳簿書類を保存すること。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第四条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十九条」を「―第五十九条」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

十三　証券投資信託の併合　証券投資信託に係る法第十六条第二号に規定する委託者指図型投資信託の併合をいう。

第二十二条を次のように改める。

（証券投資信託の併合）

第二十二条　証券投資信託の併合が行われた場合は、当該証券投資信託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上されていた純資産の部の各項目を、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託に引き継ぐことができる。この場合において、元本は、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託の口数に一口当たり元本の金額を乗じた額とし、当該証券投資信託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上されていた元本の合計額との差額は期末剰余金又は期末欠損金に加減するものとする。

第五十五条の六第六号中「次条第一号及び第五十五条の九第二項第二号において」を「以下」に改める。

第五十八条第一項中第二十五号を第二十七号とし、第二十二号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「不動産特定共同事業をいう」の下に「。次条第一項第十九号において同じ」を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、「不動産特定共同事業者をいう」の下に「。同号において同じ」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第二十号中「宅地建物取引業をいう」の下に「。次条第一項第十八号において同じ」を加え、「同条第三号」を「同法第二条第三号」に改め、「宅地建物取引業者をいう」の下に「。同項第十八号において同じ」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項中第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「投資証券」の下に「若しくは新投資口予約権証券（法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。）」を加え、同号を同項第十七号とし、同項中第九号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号ロ中「いう」の下に「。次条第一項第九号ロにおいて同じ」を加え、同号ハ中「以下ハ」の下に「及び次条第一項第九号ハ」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第五号イ及び第十二号」を「第七号イ及び第十四号」に改め、「第五項」の下に「並びに次条第一項」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号中「含む」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

第五十八条第一項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　当該投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）

第五十八条第二項中「第十七号」を「第十九号」に改め、同条第三項中「第一項第五号」を「第一項第七号」に、「同項第十一号」を「同項第十三号」に、「同項第十五号」を「同項第十七号」に、「同項第十七号」を「同項第十九号」に、「同項第八号ロ」を「同項第十号ロ」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項第十七号」を「第一項第十九号」に改め、同条第七項中「又は次条に定める期間の終了後」を削り、「いう」の下に「。次条第五項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二　法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　当該投資信託財産の運用方針

二　当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

三　運用状況の推移

四　当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

五　株式のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

六　公社債のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

七　投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

八　デリバティブ取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率

九　不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ　当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ　物件ごとに、当期末現在における価格